

第45回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年3月24日(水) 午後1時20分から午後2時30分

開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田原仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席	○	
16	小林忠明	出席	○	
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法施行規則第29条第1号の確認について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 相続税等納税猶予適格者証明について
- 議案第6号 「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項について
- 議案第7号 適正な事務実施に係る意見募集について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第4号 合意による解約等の通知について
- 報告第5号 転用許可（一時転用）に係る事業の完了について
- 報告第6号 県許可案件の許可状況について
- 報告第7号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和3年3月24日 午後1時 分)

議 長 それでは只今から、第45回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を橋本委員と小林委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号（（P1～P2））を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

説明に入ります前に資料の削除をお願いいたします。議案第1号の農地確認の案件でございますが、申請者より、本日、取下願が提出されましたので、削除をお願いいたします。

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認申請が6件提出されております。

非農地確認です。

1番と6番が市街化区域の案件、2番、3番、5番が調整区域の案件、

4番が都市計画区域外の案件となっております。

1番です。

繼の畑160㎡につきまして、高砂市曾根町の[]より、「昭和61年以前より、竹林となっている」との申請です。

2番です。

町田の田26㎡につきまして、町田の[]より、「平成12年以前より、雑種地となっている」との申請です。

3番です。

西脇の田24㎡につきまして、太市中の[]より、「平成10年以前より、進入路として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町前之庄の畑201㎡につきまして、夢前町前之庄の[]より、「平成10年以前より、資材置場及び露天駐車場として利用している」との申請です。

5番です。

豊富町豊富の田4筆計416㎡につきまして、豊富町豊富の[]より、「平成12年以前より、[]の露天駐車場として利用している」との申請です。

6番です。

御国野町国分寺の田2筆計44㎡につきまして、神屋町六丁目の[]より、「平成9年以前より、[]の露天駐車場敷地の一部として利用している」との申請です。

以上、非農地確認6件につきまして、いずれの案件も、現況は申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております。各地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第1号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号（P3～P5）を説明する。

[農地法第3条の規定による許可申請について]

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、18件の申請が提出されております。

1番の飯田と6番、9番、15番、16番が市街化区域の案件、14番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっており、1番から5番が現在耕作面積0㎡の方の案件、6番以降がすでに下限面積を超えている方の案件となっております。

10番と15番、16番が譲受人の管理地である他は、いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」には該当しておりません。

1番が解除条件付き貸借の法人となっております外は、譲受人・借人は、いずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当しておりません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、13番を除きいずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。

「通作距離」につきましては、1番が約2.7kmから約5.7km、2番3番が約1.5km、14番が約1km、18番が約8.1kmである外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

なお、13番については、今月、結論は出していただく必要はございませんが、経緯については後ほど、説明させていただきます。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

花田町上原田の田5筆計3,464㎡及び飯田の田863㎡につきまして、北条一丁目の■■■■が、神屋町三丁目の■■■■より、解除条件付の貸借で「借り受けたい」との貸借権設定の申請です。

借人の■■■■は農地所有適格法人ではありませんが、農地法第3条第3項により、①農地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借を解除する旨の条件を契約書に付していること、②地域の農業における他の農業者と適切な役割の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、③一人以上業務執行役員等が常時従事することを条件に、一般法人に貸し付けることができるものとして申請されたものです。

この件許可されますと、■■■■の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える4,327㎡になる予定です。

作付作物は、「ジャガイモ」「ナス」「キャベツ」「ネギ」となっております。

北東部地区及び中南部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

2番です。

網干区宮内の田2筆計3,506㎡につきまして、網干区北新在家の■■■■が、網干区宮内の■■■■より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、■■■■の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,506㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。
中南部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

3番です。

網干区宮内の田3, 376㎡につきまして、勝原区宮田の[]が、網干区宮内の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,376㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

中南部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

4番5番です。

船津町の田2筆計1, 222㎡につきましては、船津町の[]が、船津町の[]より、「購入したい」との所有権移転の申請と、

船津町の田3筆計2, 215㎡につきましては、[]船津町の[]より、「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,437㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」「野菜」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

6番です。

兼田の田23㎡につきまして、[]が、飾磨区阿成渡場の[]より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、2,780㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

7番8番です。

奥山の畑2筆計723㎡につきまして、奥山の[]が、神戸市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、6,545㎡になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

9番です。

勝原区宮田の田195㎡につきまして、勝原区宮田の[]が、勝原区宮田の[]より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、5,121㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

10番です。

余部区上余部の田467㎡につきまして、余部区上余部の[]が、余部区上余部の[]より、「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

申請地は[]の現在耕作地であるため、[]の耕作面

積に変更はありません。

作付作物は、引き続き「水稻」となっております。

11番です。

打越の田915㎡につきまして、打越の[]が、打越の[]より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は4,623㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

12番です。

飾西の田3筆計1,322㎡につきまして、飾西の[]が、飾西の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は5,939㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

13番です。

当申請地は、[]の事務所・倉庫の敷地、露天駐車場及び進入路であり、また、それらすべては無断転用により造成・建築されたものです。特に、[]については農振農用地となっているため、非農地確認申請は不可となっており、現状では農地に戻すしか方法はありません。このことは農地法第3条の規定における「全部耕作要件」に抵触するため、事務局としては不許可案件に該当すると考えております。

また、譲受人である[]に、別の土地を今回の譲渡人である[]より3条申請により購入されておりますが、その時点で、その申請地は露天資材置場として使用されておりましたが、農地へ復元し果樹等を植栽する旨の誓約書が添付されており、農地復元することを前提に許可しております。ところが、今年の3月になっても、その土地の農地復元は完了しておりません。

つまり、[]は現時点で無断転用地を保持している上に、無断転用地を3条で取得しようとしている状況です。

[]
そのため、今回は、許可・不許可の判断は保留とさせていただきます。

14番です。

安富町安志の田2筆計260㎡につきまして、安富町長野の[]が、大阪府茨木市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は12,121㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」「野菜」となっております。

15番16番です。

別所町佐土の田2筆計1,601㎡につきまして、別所町佐土の[]が、大阪府枚方市の[]より、譲受人の単独所有とするた

めに、それぞれ19分の6ずつ「贈与を受けたい」との共有者間の持分移転の申請です。

申請地は、[]の管理耕作地でもあるため、[]世帯の耕作面積に変動はありません。

作付作物は、「野菜」「果樹」となっております。

17番です。

豊富町御蔭の田1, 684㎡につきまして、豊富町御蔭の[]が、岡山県瀬戸内市の[]より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、10,219㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

18番です。

山田町牧野の田6筆計4,218㎡につきまして、加西市の[]が、加西市の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、8,244㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

以上、13番を除き、各地区農政協議会におきまして、1番から5番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請17件34筆につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

田原委員

1番の案件について、法人が農業参入されるとのことですが、野菜を作るにあたって水の確保はどうされるのですか？

事務局

飯田地区も花田地区も水の確保は従前よりされており、問題はありません。

議長

詳しくは、事情聴取で確認したいと思います。

議長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

...

議長

それでは、議案第2号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は確認致します。
次に、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認について」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P6)を説明する。
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法施行規則第29条第1号の確認について、この度は、1件提出されております。

調整区域の書写の田1, 256㎡のうち122.5㎡につきまして、書写の[]より、「農業用倉庫にしたい」との確認の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、農地の集団規模10ha以上の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、例外規定である「農業用施設等」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、床面積84㎡の農業用倉庫1棟とその敷地及び進入路となっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。

以上、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

農地法施行規則第29条第1号の確認1件1筆につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、議案第3号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第3号は承認致します。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P7)を説明する。

(農地法第5条の規定による許可申請について)

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は4件提出されております。

2番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、いずれも該当がありません。

「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、4番が隣接する雑種地と一体利用となっている外は、いずれも該当がありません。

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」には、いずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

勝原区下太田の田5,53㎡につきまして、勝原区下太田の[]が、勝原区下太田の[]より、「贈与を受けて、農道としたい」との転用の申請です。

現況は、「農道」となっており、そのことについて経緯書が添付されております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、農道として利用する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、造成済みのため不要となっております。

2番です。

安富町三坂の田499㎡につきまして、太子町の[]が、安富町三坂の[]より、「贈与を受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、床面積115.93㎡の一般住宅1棟と車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

3番です。

豊富町神谷の田717㎡のうち366.01㎡につきまして、豊富町神谷の[]が、豊富町神谷の[]より、「使用貸借権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との一部転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である農地法施行規則第36条第5号の「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、大型車2台分、普通車6台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

4番です。

香寺町恒屋の田1,170㎡につきまして、香寺町恒屋の[]が、[]香寺町恒屋の[]より「貸借権で借り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「一体として事業に供する土地の利用見込み」、「事業内容」につきましては、[]が、既に所有して

いる隣接雑種地と一体利用し、土砂、砕石等を置くための露天資材置場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

なお、この案件、転用面積が1,000㎡を超えているため、本日、現地調査班による現地調査を行っていただきました。現地調査班の意見としましては、「許可相当」となっております。

以上、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第5条の規定による許可申請4件4筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

……。

議 長

それでは、議案第4号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号（P8）を説明する。
〔相続税等納税猶予適格者証明について〕

相続税等納税猶予適格者証明について、この度は2件の証明願が提出されております。

1番です。

大塩町の [] が所有されておりました市街化区域の農地1筆を、 [] が相続するというものです。農地の利用状況ですが、水稲跡の状態、農地として良好に管理されています。

2番です。

菅野の [] が所有されておりました市街化区域の農地3筆を、 [] が相続するというものです。

農地の利用状況ですが、3筆すべて耕起状態です。

また、2番の農地について、ため池部分の面積を除外して申請されており、すべての申請農地について、営農計画書を提出されております。

なお、それぞれの案件につきまして、中南地区及び北西部地区農政協議会において、適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、議案第5号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「相続税等納税猶予適格者証明」については許可とします。

次に、議案第6号「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号（P9）を説明する。
〔「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項について〕

これは、兵庫県農業会議が、兵庫県に対して行う令和4年度の予算編成に向けた農業・農村施策に関する提案・要望事項を検討するにあたり、姫路市農業委員会としての意見を求められたものです。

委員からの意見をまとめたものをお送りさせていただいたところ、追加・修正等の意見がございましたので、赤書きにて記載させていただきました。

なお、削除の記載につきましては、主として市に対しての意見・要望と考えられるため、市長への意見要望として掲げますので、削除させていただきます。

こちらの内容で、姫路市農業委員会の意見として提出することの可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、議案第6号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項については承認とします。

次に、議案第7号「適正な事務実施に係る意見募集」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号（P9）を説明する。
〔適正な事務実施に係る意見募集について〕

（資料1）令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

1ページは、各種統計資料の数値や認定農業者の数、農業委員会の体制などについての内容となっております。2ページから5ページまでが、令和2年度の農業委員会活動の年度当初に設定した目標の数値と実績の数値となっております。

6ページ以降は、法令に基づいて行った事務処理の件数などとなっております。

これを踏まえて、
(資料2)令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。

1ページは、各種統計資料の数値になっております。

2ページ以降は、令和2年度の実績を踏まえ、令和3年度の目標と活動計画をたてております。

以上、この内容につきましては、各地区農政協議会において、問題点は出ておりません。

よって、この内容で、意見を募集するため、4月上旬から1カ月間、農業委員会のホームページに公表することの可否について、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、議案第7号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、「適正な事務実施に係る意見募集」については承認とします。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号(P10)を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、2月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を3月3日に実施していただきました。

当日は、ご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第1号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号(P11～P12)を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、2月12日から3月4日の間に受け付けたもの、11件13筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第2号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第3号（P13～P16）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、2月12日から3月4日の間に受け付けたもの、18件24筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第3号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第4号（P17～P19）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が6件、使用貸借契約の解約の通知が5件、計11件の通知がございました。

利用権に該当するものは4件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。

賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、1番2番6番が「無償」、3番5番が「離作料金の支払い」、4番が「貸付地の無償譲渡」となっております。

以上、合意による解約等の通知11件26筆につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、報告第4号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P20)を説明する。
〔転用許可(一時転用)に係る事業の完了について〕

県知事の一時転用許可をうけて農地転用を行っていたものについて、転用事業の完了及び農地復元報告が3件ありましたので、ご報告いたします。

この3件、いずれも夢前町新庄地内における[]に係るものでありますので、一括してご説明させていただきます。

夢前町新庄の田4筆計8,230㎡について、令和3年3月31日を期限とする、一時転用許可を受けておりました[]より完了報告がありました。

現況は、農地に復元されております。

なお、この案件、本日、現地調査班による現地調査を行っていただき、現況は、農地に復元されておりますことを確認しております。

以上、転用許可(一時転用)に係る事業の完了3件につきまして、どうぞよろしくご確認をお願いします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、報告第5号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P21)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、1月の総会でご審議いただき、県へ送付しておりました案件の許可の状況です。

2月15日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。
以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第6号について、確認することによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第7号（P21）を説明する。
〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、2月の会長決裁分です。
露地、施設野菜を営農している余部区上余部の [] につきまし
て、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組
みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問
題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。
姫路市長より、 [] は2月15日付けで認定したと通知がありま
したので、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第7号について、確認することによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等がありますか。

事務局 特にありません。

議長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時30分 終了)

議事録署名委員

(議長) 岸本 英夫

(署名委員) 橋本 静枝

(署名委員) 小林 忠明